

福島県男女共同参画推進アドバイザー派遣事業実施要綱

平成26年7月1日施行
平成27年4月1日一部改正
平成29年4月4日一部改正
令和3年1月4日一部改正

1 目的

男女共同参画推進アドバイザー派遣事業（以下「アドバイザー派遣事業」という。）は、男女共同参画に関する授業や研修等を実施する県内の小・中・高等学校や企業等（以下「学校等」という。）に対して、男女共同参画に関する各分野の専門的な知識や実践経験を有する者をアドバイザーとして派遣することにより、学校等の取組を支援し、もって県民一人一人の男女共同参画に関する意識の醸成を図り、地域の男女共同参画社会の形成を推進することを目的とする。

2 事業の内容

学校等が実施する男女共同参画に関する授業又は研修等に、男女共同参画に関する各分野の専門的な知識や実践経験を有するアドバイザーを派遣し、学校等における男女共同参画に関する取組を支援するとともに、授業や研修等の目的に沿った内容や地域の実情等を踏まえながら受講者等の意識の醸成を図り、男女共同参画社会の必要性の理解と、その後の受講者等の活動での実践を促す。

3 アドバイザー派遣の対象となる学校等（※市町村含む）

アドバイザーの派遣対象は、男女共同参画に関する授業や研修等を実施する学校等とし、原則として以下の各号のいずれかに該当する学校等とする。

なお、1箇所につき1回かつ1名の派遣を限度とし、1年間において合計10箇所程度とする。

ただし、予算の範囲内において調整ができるものとする。

- (1) 男女共同参画に関する授業や研修等を実施する小・中・高等学校等（特別支援学校及び私立校を含む）
- (2) 女性の活躍促進やワーク・ライフ・バランス等をテーマとした研修等を実施する企業等
- (3) 男女共同参画計画の策定等を行う市町村
- (4) その他、福島県生活環境部男女共生課長（以下「男女共生課長」という。）が認めた団体等

4 アドバイザーの派遣に係る経費

- (1) アドバイザーに対する報償費及び旅費（以下「報償費等」という。）は県が負担する。その他の経費については、アドバイザーの派遣を受けた学校等の負担とする。
- (2) 報償費等の単価については、法務省が定める人権啓発活動地方委託事業における講演会等謝金支払い基準及び福島県旅費規程による。

5 アドバイザー派遣事業の申請

アドバイザーの派遣を受けようとする学校等は、男女共同参画推進アドバイザー派遣事業申請書（様式第1号）を男女共生課長に提出する。

6 アドバイザー派遣事業の決定等

男女共生課長は、アドバイザーの派遣が適当と認められるときには、学校等に対して、男女共同参画推進アドバイザー派遣事業決定通知書（様式第2号）により通知する。

7 アドバイザーに対する依頼

男女共生課長は、アドバイザーに対する依頼を行う。

8 事業の変更または中止

事業内容を変更または中止する場合は、男女共同参画推進アドバイザー派遣事業変更・中止承認申請書（様式第4号）を男女共生課長に提出する。

男女共生課長は、事業内容の変更または中止が適当であると認められる場合には、学校等に対して、男女共同参画推進アドバイザー派遣事業変更・中止承認通知書（様式第5号）により通知する。

9 完了報告

アドバイザーの派遣を受けた学校等は、事業を実施した日から30日以内に、男女共同参画アドバイザー派遣事業完了報告書（様式第3号）を男女共生課長に提出する。

この場合は、授業や研修等の受講者に対してアンケート調査を実施し、その結果を添付するとともに、申請者は授業や研修等の評価についても別途行い、提出すること。

10 事業の効果の検証

県は、提出されたアンケート実施結果に基づいて効果を検証し、必要に応じて当該事業の改善を行うものとする。

11 その他

その他必要な事項は別途定める。

附 則

この要綱は、平成26年 7月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年 4月 4日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年 1月 4日から施行する。